

人との関わりを大切にして

私が所属する少年部では、非行を犯した少年について様々な調査を行い、審判において少年の処分を決定しています。少年事件を適正かつ迅速に処理するためには、裁判官や家庭裁判所調査官と情報を共有しながら、各職種が連携して一つのチームとして仕事をする必要がありますが、その中で私たち裁判所書記官は、主に審判の事前準備、審判の立会、調書の作成などの業務を担当しています。

審判の事前準備においては、審判手続が適正かつ円滑に進むように、捜査機関や少年鑑別所等の関係機関との調整や、少年の保護者など審判に出席する方への連絡を行うなど、事件の進行管理に関する役割を担っています。さらに、事件の被害者等に対し、被害者配慮制度の手続を説明するなど、裁判所の窓口としての役割も担っています。

このように、少年事件における裁判所書記官の仕事は、少年のみでなく、その保護者、少年の付添人、関係機関の職員、さらには事件の被害者など様々な方々と関わり、審判手続において重要な役割を果たせる、達成感のある仕事です。人との関わりを大切に思いながら自分の力を発揮したい方は、ぜひ裁判所事務官を志望してみてください。



野村 真悟 大阪家庭裁判所 少年部
裁判所書記官
●平成19年採用
事務官(大阪)▶書記官(大阪)



家庭や子どもの将来のために

長引く景気の低迷や少子高齢化社会の進行を背景に、家庭裁判所には様々な紛争が持ち込まれます。子どもを奪い合う夫婦がいる一方で、幼児の心に深い傷を残す児童虐待もあります。このような深刻な事件では、裁判官、家庭裁判所調査官、裁判所書記官等がチームで取り組み、迅速な判断とともに、家庭や子どもの将来に光明を見出すような解決が求められます。

私は、自ら調査を担当しながら、管理職員である主任家庭裁判所調査官として、ともに働く調査官の実務能力の向上を図り、精度の高い調査を実現しています。

そのような取組の中で、家庭裁判所が地域社会と密接に関わり、より利用しやすい裁判所になっていく姿を実感できたときには、大きな魅力とやりがいを感じます。

裁判所が国民にとってより利用しやすい存在になることを目指して、将来の裁判所を担うことになる若い皆さんと一緒に働くことができる日が来ることを楽しみにしています。



古田島 匠 高松家庭裁判所 家事係
主任家庭裁判所調査官
●平成4年採用
家庭調査官補(千葉)▶家庭調査官(千葉)
▶事務官(研修所)▶家庭調査官(長崎、福岡、徳島)
▶主任家庭調査官(札幌、岡山、高松)





先輩からのメッセージ -事務局編-

利用者の視点で ニーズに応える

私は会計課管理係で、裁判所庁舎の新営や各種設備の保守契約及び施設の改修工事等に携わっています。管理係は、裁判所に来庁する方が利用しやすい、また、裁判が円滑に行われるように、施設の面からサポートする必要があります。特に庁舎新営に関する事務は、大きなプロジェクトであり、やりがいのある仕事です。

こういった私の仕事の醍醐味は、利用者の視点に立ち、司法サービス向上のため、

の改修工事等を自ら企画・立案することです。そして、利用者の「使いやすかった、分かりやすかった」という声を聞くと、大きな達成感を味わうことができます。

3年目を迎えた裁判員制度をはじめ、裁判所は大きな変革期を迎えています。新たな司法ニーズに応えるために、熱意のある若い皆さんの力が重要です。より良い司法サービスを提供するため、私たちと一緒に働いてみませんか。



小泉 雄太

青森地方裁判所
会計課管理係

裁判所事務官

●平成14年採用

事務官(八戸、青森)

事務局編

裁判部とともに

私は現在、総務課庶務係に所属しており、主に調停委員等の各種委員の選任等に関する仕事をしています。

調停委員は、裁判官とともに調停委員会の構成員となり、豊富な社会経験や専門的な知識などを活かして当事者に適切な助言を行い、事案に沿う解決を図る重要な役割を担っています。

調停委員の選任事務は、事件数に応じた適正な人員数を確保することにとどまらず、事件の性質に応じた専門的知識や経験等を有する適任者を確保するなど、適正迅速な調停手続の実現のために重要な仕事です。

裁判部での仕事には、個々の事件を実際に解決していくという達成感があります。

りますが、事務局の仕事には、裁判部における適正迅速な裁判の実現のために必要な土台作りができるという魅力があります。その土台作りには深く関わり、より強固な土台を作れるように工夫することで、以前よりも自分の視野が広がり、職員として成長できたと感じています。

よりよい裁判所を目指していくためには、裁判部と事務局とが一体となって職員全員で刻々と変化する時代のニーズに 대응していく必要があると思います。皆さんも、変化していく社会の中で、裁判所に新しい風を吹き込む若い力として、ぜひ一緒に裁判所で働いてみませんか。



裏谷 信子

奈良家庭裁判所
総務課庶務係

裁判所事務官(係長)

●平成12年採用

事務官(和歌山)▶書記官(和歌山・奈良)▶係長(奈良)

想いを形にする場所

私が働いている家庭局第一課では、家事事件の法改正に関する業務から、家事事件を利用する当事者に配るパンフレットの作成まで、非常に幅広い業務を扱っています。その中で、私は、主に成年後見関係事件の審理状況の把握や、事務処理改善のための施策立案などの業務を行っています。

家庭局には、全国の家庭裁判所から様々な情報が集まります。法改正に関連する業務に携わる機会も多いため、家庭裁判所が現在直面している課題や、社会から何を期待されているかについても、より多角的な視点から検討することができるようになった気がします。

また、全国から寄せられる情報の中には、家庭裁判所の事務を改善するための重要なヒントがたくさん含まれています。そこには、事件に関わった方、職員、全ての人の想いが詰まっています。最高裁判所は、そうした想いを汲み取り、練り上げ、一つの施策として



形にすることができるところだと感じています。

今後、再び家庭裁判所調査官として仕事をされる際には、目の前の当事者と真摯に向き合うと同時に、常に自分の調査実務を多角的な視点で見直し、少しでも国民にとって利用しやすい家庭裁判所を実現するためにどうすればよいかを考え続けたいと思っています。

大きな変革期にある裁判所には、若い皆さんの新鮮な視点や力が必要です。皆さんと一緒に仕事ができる日が来ることを願っています。



藤原 雄一 最高裁判所 家庭局第一課家事調査係

裁判所事務官(係長)

●平成13年採用

家裁調査官補(札幌) 家裁調査官(札幌、青森、宇都宮)
▶係長(最高裁)

あなたの力と熱意を活かせる仕事

私の所属する総務課では、裁判部門を様々な側面から支援する仕事を行っています。例えば、裁判が円滑に行われるように外部機関との協議会や各種研修を実施したり、裁判手続のことを少しでも多くの人に知ってもらうため、夏休みには裁判部門と連携を取りながら親子見学会などのイベントを企画したりしています。また、ワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れ、生き生きとした職場作りを進めることも重要な仕事の一つです。

裁判所では、裁判部門、司法行政部門を問わず、職員が一つのチームになって、自由に意見を出し合い、協力しながら日々の仕事に取り組んでおり、一人ではできないような仕事でも、力を合わせて達成していく充実感を味わえます。

裁判所というと、法律を専門的に勉強してきた人材だけが求められていると思われるかもしれませんが、私のように、採用後に初めて法律の勉強を始めた職員もいま



山田 美佐 鹿児島家庭裁判所 総務課

裁判所事務官(課長補佐)

●昭和55年採用

事務官(長崎、熊本) 書記官(熊本)
▶係長(熊本) ▶主任書記官(福岡、熊本)
▶課長補佐(鹿児島)



す。裁判所職員に求められるものは、チームの一員として円滑に仕事を進めていく上で必要となるコミュニケーション能力、そして何よりもより良い司法サービスを提供したいという熱意だと思います。

ぜひ、あなたの力と熱意を活かして、私たちと一緒にこれからの裁判所を創っていきませんか。

職員インタビュー

「裁判所ってどんなところ?」「どんな仕事をしているの?」

一足先に裁判所で働き始めた先輩である、御法川洋子さん(東京地裁 裁判所事務官)に、気になる疑問をぶつけてみました。

さらに、御法川さんと同じ部に所属している裁判官、主任書記官、書記官を交えて、普段の御法川さんの仕事ぶりについて聞きました。



御法川 洋子
東京地方裁判所
民事部
平成22年採用

● 裁判所の受験を考えたまっかけはどういったことでしたか?

もともと法学部出身で、書記官になりたいと思って裁判所を受験しました。書記官の専門知識に基づいて、自分の責任で仕事ができるというプロフェッショナルな面にすごく惹かれました。知人に裁判所で働いている人がいて、身近な存在だったので、自然な流れで受験しました。

● 裁判所で働いている方からどういった話を聞いて、受験しようと思ったのですか?

職場の雰囲気良さそうだな、というのがあって。知人も女性なんですが、特に女性にとっては働きやすい職場かなと。長く働いている女性が多いという話も聞きました。そういうところにも魅力を感じました。

● 採用試験の勉強はどのようにしていましたか?

もともと法律の勉強はしていたので、それをベースに専門試験の勉強をしました。教養試験は本当に広い範囲から出るので大変だったんですけど、興味のある分野から少しずつ始めていきました。

● 今担当している仕事の内容について教えてください。

今担当している仕事は、書類の受付、開廷等の準備、電話応対、送達補助ですね。それ以外に庶務的な仕事もあります。

● 仕事をする上で心がけていることはありますか?

正確にすることはもちろんですけど、コミュニケーションを大切にしています。自分が失敗したときにはすぐに報告するし、疑問に思ったら、すぐ周りの書記官や主任書記官に相談して、正しい処理方法を確かめてから仕事を進めるようにしています。

みんなコミュニケーションの大切さを自覚

して働いていて、採用当時私がおどおどして働いているのを見ると、「何か困ったことありますか?」って周りから声をかけてくれました。今では自分からも積極的に色んなことを質問しています。

● 窓口や電話で色々な方と接すると思うのですが、そういった方々との対応で気をつけていることはありますか?

当事者の方は、間違いなく対応してくれるだろうって、裁判所を信頼していると思うんです。だから、自分が知らないことを質問されたときには、知っている方に確認して、中途半端なままでは対応しないように心がけています。

● 色々な書類の受付の時に気をつけていることはありますか?

自分で勝手に判断しないっていうことは当然として、書類を形式的に処理するだけじゃなくて、この書類が裁判手続の中でどのような位置付けにあるかを考えながら処理しています。そうすると、今自分のやっている処理がどういう重要性を持っているかが分かります。そうなるので。

● 学生時代に法律について勉強していたことと、裁判所で働いて感じたことのギャップは何かありますか?

学生時代に勉強したのは法律の解釈が多かったんで、より実際の裁判手続に則した規則とか通達については勉強の機会がなかったんですね。個々の事件の手続について、みんなが活発に議論して仕事をしているっていうのは、机上で勉強していたのとは違う感覚があつてイメージと違いましたね。

● 議論はかなり活発にされているんですか?

それが裁判所に入る前のイメージと一番違う点でした。私は、書記官は専門性と独立性を持って働いているので、一人ひとりが自分の事件を持って、一人で仕事をするイメージだった

たんですけど、全然そんなことなく。

個々の事件を処理していく中で、色んな問題が起こるんですけど、みんな、一人に起こった問題を自分の問題として捉えていて、本を出してきて調べたりして、「ここにのってるこれが根拠じゃないかな?」とか「こういう趣旨だから問題ないんじゃないかな?」とか、本当に一日に何回も活発に議論するんですね。各自の専門性を活かしながら、チームとして仕事をしている点がすごく意外でした。

● 仕事をしていく上で嬉しかったことはありますか?

事務官は、書記官の補助をする業務が多いので、こうしたら書記官が仕事をやりやすくなっている視点で、自分なりに工夫しているんですけど、そういう小さな工夫でも、みんなそれに気がついてくれて、すぐに声をかけてくれるんですよ。ちゃんと見ていてくれるんだなと思って。気にかけてもらっているのはやっぱり嬉しいですね。

● 将来どんな職員になりたいですか?

もちろん、将来的には書記官になって、裁判の実務に携わっていきたいと思っています。ですけど、それと同時に、分からないことがあったらあの人に質問しようと思ってもらえるような、信頼される人になりたいですね。



見ていてくれて
いるんだなと思って。
気にかけて
もらっているのは
やっぱり
嬉しいですね。

GROUP INTERVIEW

西原 書記官

野任 書記官
星主 書記官

御法川 事務官

加本 本判官



●皆さんの所属している部の雰囲気について教えてください。

西原 私たちの部は、事件はみんなて処理しようという雰囲気がある。だから各自の知識が足りない部分を補い合いながら、部全体で事件を解決しているという雰囲気があります。

●では、御法川さんは部の中でどんな存在ですか？

加本 ムートメーカーですね。書記官室がスムーズに動いてくれて初めて、裁判官室も気持ちよく安心して仕事ができるんですけど、うちの部の書記官室は本当に雰囲気がいいのがはつきり分かります。御法川さんは、窓口対応とかも、ばつと早く、気持ちよく対応してくれるので、その後がスムーズに流れていくような感じがします。

書記官室がスムーズに動くと、裁判官室も安心して仕事ができます(加本)。



●御法川さんの仕事は書記官の仕事とどのように連携していますか？

西原 書記官事務の補助をしてくれています。例えば、報告が必要な事務について書記官が報告しているかを確認してくれたりとか、郵便物に記載漏れがないかを確認してくれたりとか。

御法川 私としては、チームの一員として仕事をしていてこうやっていう心掛けて、自分が出ていない電話でも、という電話がかかってきているかを聞いておいて、後で電話がかかってきたときに、さっきの電話の件だって分かるようにしています。

●書記官が仕事をしやすいように色々な工夫をしているんですね。

星野 そうそう。例えば書面を窓口で受け取るのも、それを受け取って書記官に渡すだけって仕事としては完了するのかもしれないけれど、単に受け取るだけじゃなくて、それぞれの書面について確認しなければいけないことを窓口で確認しておいて、それを書記官に伝えてくれるといった工夫をしてくれています。

●御法川さんの仕事ぶりや、採用当時と比べて変わったところはありますか？

星野 最初は全て初めてで、全く分からなかったと思いますが、みんなが言うことを一生懸命にメモをとって復習したり、質問事項をまとめて質問したり、そういう努力があった、かなり成長したと思います。業務的な関係だと我々より詳しく、御法川さんがいなくて困るときもありますね。そのくらい、採用後10か月で、通常の事務官の域に達した仕事をやってもらっていると思います。

加本 そうですね。色々な業務的な関係で質問したいことがあったときに、席に行きたくないと、きっちり全部ファイルにしてくれていて、必要な書類をばつと取り出して教えてくれるのがすごく助かります。きつとそれだけ努力して整理してるんだなと思います。

●受験生の皆さんにメッセージを一言ずつお願いします。

星野 御法川さんがやっているように、事務官の視点から自分なりに工夫することで、事務の効率化を図ることができるなど、事務官の仕事はすごく重要な仕事だと思います。そういう意味で、色々なアイデアを出してもらえれば、裁判所がますます活性化するんじゃないかと思っています。

加本 裁判に対する国民の関心がどんどん高まっていると思いますが、裁判所で働くみんなが一体となることで初めて、適正迅速な

裁判が実現できると思います。ですから、裁判所で働くことはすごく責任があって、やりがいのある仕事だと思いますので、ぜひやる気のある方々に入ってきていただけたらと思います。

西原 裁判所って、裁判部以外にも総務とか広報とか、そういう仕事もあるので、仕事の幅が広いと思うんですよ。裁判部にも民事、刑事、家事、少年があるので、色々な仕事があります。人によっては向いているところだと思います。

御法川 私はまだ働き始めてから10か月くらいしか経っていないんですけど、すごく感じているのは、裁判所には人を育てようという土壌があることです。だから、受験生の皆さんは、裁判所に入りたいと思ってても中身まではなかなか分からなくて不安を持っている部分もあると思うんですけど、そこは思い切って飛び込めば、周りの方が積極的に指導してくれるので、安心して裁判所事務官を目指してほしいと思います。

色々な仕事がありたい人には向いているところ(西原)。

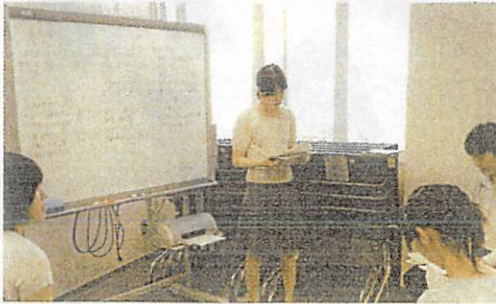
色々なアイデアを出してもらえれば、裁判所がますます活性化するんじゃないかと思っています(星野)。





研修制度

裁判所が適正迅速な裁判を実現していくためには、裁判所職員一人ひとりが持てる力を十分に発揮することが必要です。それを組織的にサポートするために、裁判所職員として必要なマナー、担当職務を行うための基礎知識や技能の習得を目的として、職場研修(OJT)と集合研修(OFF JT)とを相互に関連させた効果的な研修制度を用意しています。



▶ 採用1年目

職場研修(OJT)

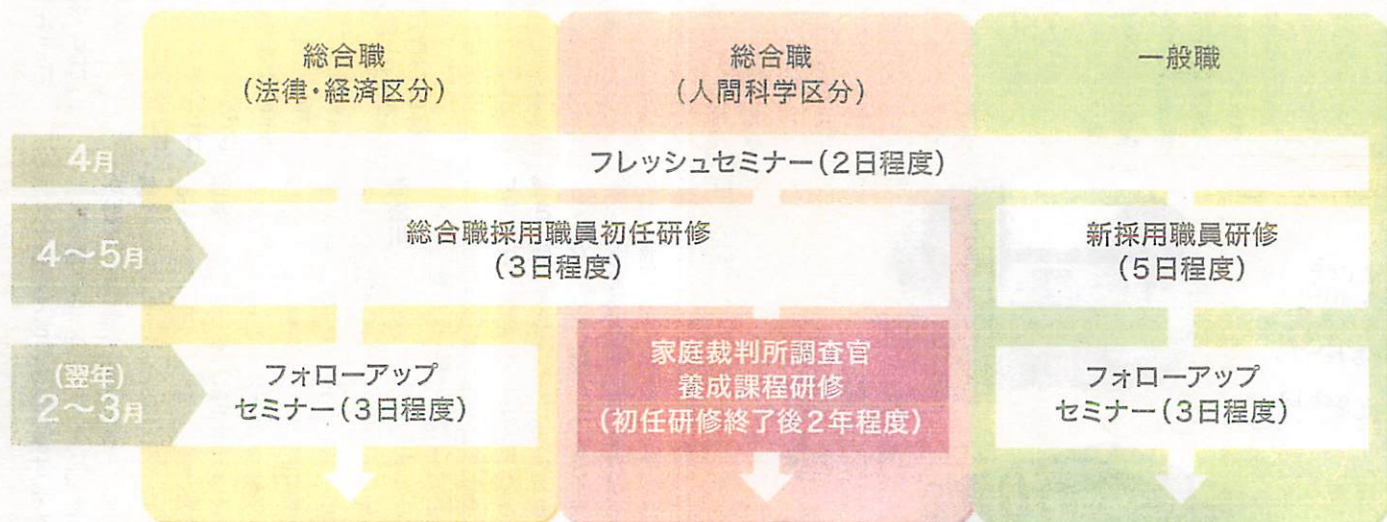
配属された職場において、日常の業務を通じて上司から計画的な指導を受けます。

職務を行うために必要な具体的な知識・技能の習得目標を設定



指導者とのミーティングで達成度を確認

集合研修(OFF JT)



●フレッシュセミナー

裁判所職員として当面必要な知識を習得します。

●新採用職員研修等

裁判所職員として必要な基礎知識やふさわしい心構えを習得します。

●フォローアップセミナー

採用1年目の仕上げとして、それまでに習得した内容の確認をし、2年目のスタートに備えます。

▶ 実務研修

裁判所では、裁判所事務官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官の実務能力や専門性の向上等を目的とした研究及び研修を行っています。

● 事務官法律研修	大学法学部卒業者以外の事務官を対象に、基礎的な法学教育を行います。	● 調査官実務研修	若手調査官を対象に実務能力の総合的向上を図ります。
● 事務官専門研修	総務、人事及び会計の各分野について、その事務を処理するために必要な専門知識・技能を付与します。	● 調査官専門研修	中堅調査官を対象に実務に必要な専門知識・技能の向上を図ります。
● 書記官 ブラッシュアップ研修	中堅書記官として書記官の職務全般を遂行するのに十分な知識・技能を付与するとともに、多様な裁判事務に対応する力を磨き上げます。	● 調査官特別研修	複雑困難な事件の調査に必要な面接技法や心理テスト技法の一層の向上を図ります。
● 書記官実務研究	事務処理上の諸問題についての研究・討議を通じて職務遂行能力の向上を図ります。	● 調査官実務研究	調査官の実務に必要な理論・技法に関する実証的な研究を行います。

※ここに挙げたものはほんの一例であり、この他にも担当職務に必要な研修などを行っています。

▶ 語学研修

国際化の進展に伴い、裁判所を訪れる外国人の数は増加しています。裁判所では、英語を主とする外国語研修を実施しています。研修を通じて、外国人との窓口対応や、見学等で来庁した外国人に対する応接に必要な語学力を身につけることができます。

▶ 在外研究

裁判所には職員の在外研究制度があります。在外研究員は海外に派遣され、裁判制度などの研究を行います。主な派遣先には、アメリカ、オーストラリア、フランス、ドイツがあります。

▶ 体感することによって見えてくるもの

私は、長期在外研究員として1年間オーストラリアに滞在し、主に離婚事件の中で子の養育問題がどのように扱われているのかについて研究を行いました。大学で家族法の講義を聴講したり、裁判所や行政機関を訪ねて制度の概要を学んだりするとともに、職員等へのインタビューを通じて、紛争の渦中にある夫婦が子の親としての協力的関係を築いていくための支援につき工夫している点や率直な問題意識等も聞くことができました。オーストラリアは多様な人種で社会が構成されており、家族のあり方もまた様々であるといえます。こうした社会事情や人々のライフスタイルを法制度に反映させるため、積極的な改革に取り組んでいることに大いに刺激を受けました。現地での生活を通じてこれらを体感し、日本における法と人との関係を今までと違った視点で捉えることができたことも在

在し、主に離婚事件の中で子の養育問題がどのように扱われているのかについて研究を行いました。大学で家族法の講義を聴講したり、裁判所や行政機関を訪ねて制度の概要を学んだりするとともに、職員等へのインタビューを通じて、紛争の渦中にある夫婦が子の親としての協力的関係を築いていくための支援につき工夫している点や率直な問題意識等も聞くことができました。オーストラリアは多様な人種で社会が構成されており、家族のあり方もまた様々であるといえます。こうした社会事情や人々のライフスタイルを法制度に反映させるため、積極的な改革に取り組んでいることに大いに刺激を受けました。現地での生活を通じてこれらを体感し、日本における法と人との関係を今までと違った視点で捉えることができたことも在

現在私は外国との司法交流の窓口となる部署にいます。在外研究で得た経験を活かし、今後海外出張する方の後方支援をするとともに、海外からの訪問者に日本の司法制度を知ってもらい、日本において有意義な研究生活を送る手助けができればと思っています。



連邦高等裁判所にて判事らと



連邦家庭裁判所にて副首席判事と



原 綾子

最高裁判所
秘書課渉外連絡室
渉外第一係

裁判所事務官(専門職) 平成10年採用

家庭調査官補(高松)
▶ 家庭調査官(高松、広島、福岡、大阪)
▶ 専門職(最高裁)

裁判所職員総合研修所

裁判所職員総合研修所は、平成16年4月に、それまでの裁判所書記官研修所と家庭裁判所調査官研修所を統合して埼玉県和光市に設立されました。

この研修所は、広大な敷地の中に最新の機器・設備を備え、裁判所書記官、家庭裁判所調査官をはじめとする職種を超えた交流が自然に行われる環境で、充実した研修・研究を行っています。



▶ 研修所で学ぶということ

私は、今、裁判所職員総合研修所で、裁判所書記官として仕事をすることになる。必要な知識や能力を身につけるための研修を受けています。

研修には、法律科目と実務科目とがあり、法律科目では、民事訴訟法、刑事訴訟法、家事審判法、少年法など裁判実務の基礎となる幅広い法律知識を学びます。実務科目では、講義を受けるだけでなく、模擬弁論や模擬公判といった演習を通じて、実際に調書を作成し、その講義を受けるなど、より実践的な形で調書作成や進行管理業務などの裁判所書記官として職務を行う上で必要な知識と技能を習得します。

また、寮での生活は、研修をともにする仲間とより絆を深めることができる機会でもあります。講義が終わった後には、スポーツを楽しんだり食事をしたりしながら、親睦を深め、楽しく過ごしています。

研修所では、自分のやる気さえあれば多くのことを学び取れる環境が備わっています。研修生同士で議論をする機会も数多くあるので、自分の意見を伝え、周りの意見を聞くことで、日本全国から集まった研修同期の仲間とともに、切磋琢磨して研修に励み、時には楽しく交流しながら、理想とする書記官像を思い描き、それに近づけるように日々頑張っています。



森林由紀

裁判所書記官
養成課程
大分地方裁判所

裁判所事務官

平成20年採用

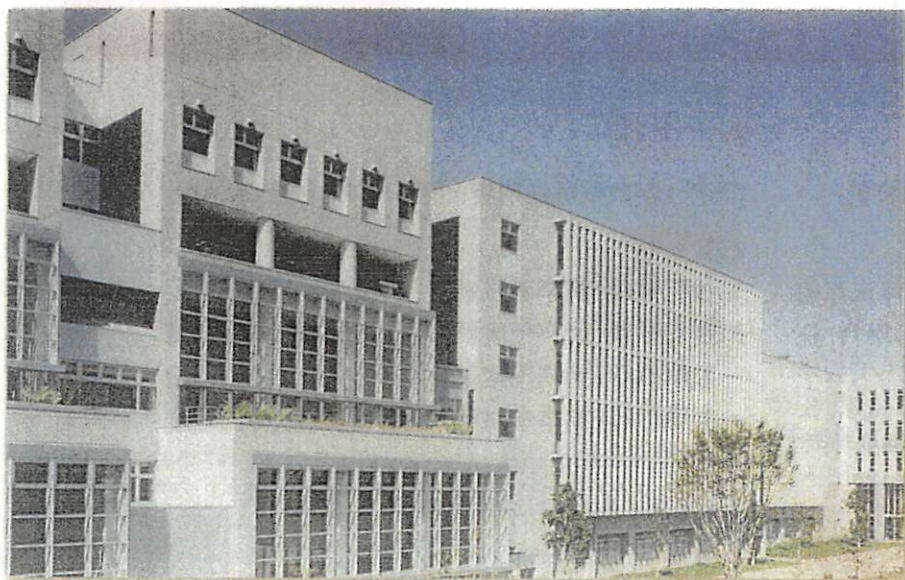


裁判所書記官 養成課程

裁判所事務官等が入所試験に合格すると、約1～2年にわたり法律の理論、実務等についての研修を受け、修了後に裁判所書記官に任命されます。

	月	火	水	木	金
I 限	裁判員法	民事訴訟法	刑事訴訟法	民事実務(執行)	少年法・同実務
II 限	民事実務(簡裁)	刑事実務(令状)	刑事実務(調書)	民事実務(調書)	民事実務(執行文)
III 限	家事審判法・同実務	民事実務(和解)	民事実務(保全)	契約法Ⅱ	消費者信用関係法
IV 限	家事演習	民事模擬弁論	刑事道条演習	刑事模擬公判	民事要件事実演習
V 限					

カリキュラム：憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、民事実務、刑事実務、家事審判法・同実務、少年法・同実務、法律実務演習、実務修習



▶ 家庭裁判所調査官としての基礎を築く



安齋卓宏

家庭裁判所調査官
養成課程
札幌家庭裁判所

家庭裁判所調査官補 平成23年採用

初めて裁判所職員総合研修所を訪れた際に、ワンウェイミラー付きの面接演習室や本物と同様の模擬審判廷、蔵書の豊富な図書館などを見て、充実した環境の中での研修が楽しみなになったのを覚えています。

私は、大学で社会福祉学を専攻していたため、法律学や心理学などの知識が乏しいことに不安を感じていました。しかし、実務経験の豊富な教官や第一線で活躍している大学教授などから、丁寧な講義、指導を受けられるカリキュラムとなっていて、安心して研修に臨むことができます。面接演習や事例研究等の演習形式の授業では、同期生と議論しながら、互いに切磋琢磨し、良い刺激を受けています。さらに、裁判所書記官養成課程の研修生とも、合同

で講義を受けたり、課業時を専攻していたため、法律学間後に一緒にスポーツをしたりと、接する機会も多く、日常的に職種を超えて交流できるのも研修所生活の良い点だと感じています。このような恵まれた環境を有効に活用し、一日一日を大切に過ごしながら、家庭裁判所調査官としての基礎を築いていきたいと考えています。

初めて裁判所職員総合研修所を訪れた際に、ワンウェイミラー付きの面接演習室や本物と同様の模擬審判廷、蔵書の豊富な図書館などを見て、充実した環境の中での研修が楽しみなになったのを覚えています。



家庭裁判所 調査官 養成課程

総合職試験(人間科学区分)に合格して採用されると、約2年間にわたり職務に必要な人間関係諸科学や、法律等の理論及び実務についての研修を受け、修了後に家庭裁判所調査官に任命されます。

	月	火	水	木	金
I限	子どもの虐待	発達心理学	民事・家事 審判法演習	刑法・少年法 演習	問題別事例研究 (少年・薬物非行)
II限					
III限	問題別事例研究 (家事)	面接技法演習	夫婦関係調整 事件の調査	犯罪精神医学	粗暴非行の調査
IV限					
V限					

カリキュラム: 裁判所制度、法律(民法、刑法、家事審判法、少年法等)、関係科学(人格研究、家族研究、非行研究等)、家事・少年調査実務、実務演習(心理テスト、面接技法、報告書等作成、事例研究等)、総合演習、関係機関見学、一般教養

勤務時間・休暇等

国家公務員試験採用者と同じ制度が整備されています。

勤務時間 1日7時間45分

休日 土曜日・日曜日(週休2日制), 祝日及び年末年始
休暇 年次休暇が年間20日(4月1日採用の場合, 採用年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し)あるほか, 特別休暇(夏季, 結婚, 出産, 忌引等), 病気休暇及び介護休暇があります。

裁判所は、ワーク・ライフ・バランスを推進しています。

育児休業, 育児時間, 保育時間, 子の看護休暇, 早出遅出勤務, 育児短時間勤務等, ワーク・ライフ・バランスを推進するための制度が設けられており, 男女を問わず, これらの制度が広く活用されています。

福利厚生

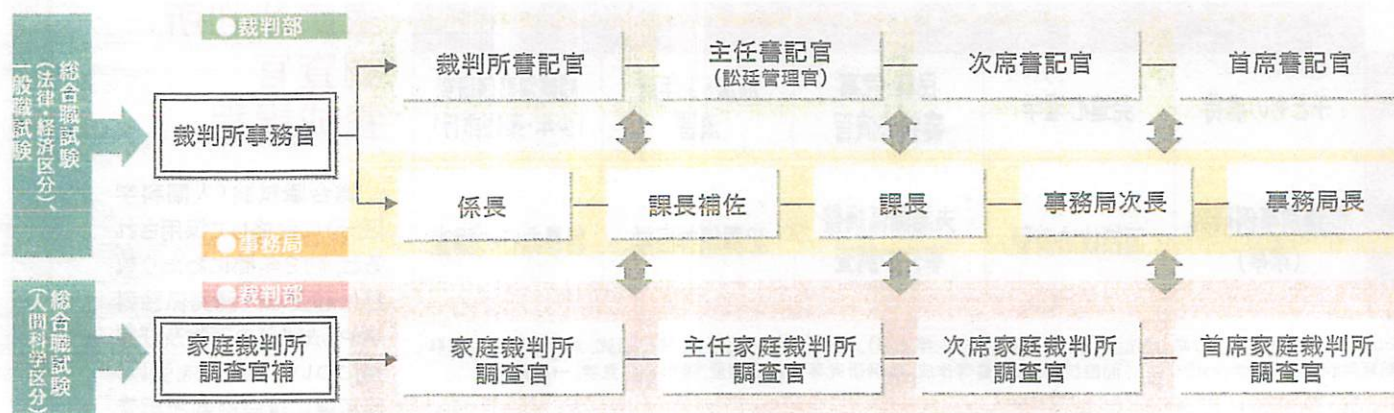
共済組合制度が設けられており, 職員とその家族の生活の安定と福祉の向上を図るために, 医療保険及び年金制度が用意されています。

一部の主要都市には, 国家公務員共済組合連合会の直営病院があり, また国家公務員共済組合連合会等が運営する各地の宿泊所を部内者料金で利用することもできます。

昇進

裁判所では, 採用試験の種類(総合職試験・一般職試験)にとらわれることなく, 成績主義・能力主義に基づく人事管理が徹底されています。

昇進の具体的なイメージは次のとおりです。異動・昇進は裁判部と事務局相互間でも行われます。



職員として, 在官年数, 年齢等一定の要件を満たせば, 試験を受けて簡易裁判所判事になる道も開かれています。

●平成24年度採用試験から、試験制度が変わります！

●採用試験

		総合職試験				一般職試験	
		院卒者試験		大卒程度試験		大卒程度試験	高卒者試験
		法律・経済	人間科学	法律・経済	人間科学		
受験資格		30歳未満(※1)であって、院卒及び院卒見込みの者		21歳以上30歳未満(※1)の者		21歳以上30歳未満(※1)の者	高卒見込み及び卒業後2年以内の者 (中学卒業後2年以上5年未満の者も受験可)
第一次試験		基礎能力試験(多肢選択式)30題 (知能分野27題・知識分野3題)(※2)		基礎能力試験(多肢選択式)40題 (知能分野27題・知識分野13題)		基礎能力試験(多肢選択式)45題 (知能分野24題・知識分野21題)	
		専門試験 (多肢選択式) 30題 【必須】 憲法・民法 【選択】 刑法又は経済理論	専門試験 (記述式) 6題 【必須】 心理学、社会学、 社会福祉学、 教育学から1科目 【選択】 必須で選択した 科目又は法律学 (憲法、民法、刑法)	専門試験 (多肢選択式) 30題 【必須】 憲法・民法 【選択】 刑法又は経済理論	専門試験 (記述式) 6題 【必須】 心理学、社会学、 社会福祉学、 教育学から1科目 【選択】 必須で選択した 科目又は法律学 (憲法、民法、刑法)	専門試験 (多肢選択式) 30題 【必須】 憲法・民法 【選択】 刑法又は経済理論	作文試験 1題
第二次試験		政策論文試験 (記述式) 1題				論文試験 (小論文) 1題	
		論文試験(小論文) 1題(※3)		論文試験(小論文) 1題(※3)			
		専門試験 (記述式) 4題 【必須】 憲法、民法、刑法 【選択】 民訴法又は刑訴法	専門試験 (記述式) 2題 13科目(※4)から 2科目を選択	専門試験 (記述式) 3題 憲法、民法、刑法	専門試験 (記述式) 2題 13科目(※4)から 2科目を選択	専門試験 (記述式) 1題 憲法	
		人物試験 (個別面接)	人物試験 (集団討論及び 個別面接)	人物試験 (個別面接)	人物試験 (集団討論及び 個別面接)	人物試験 (個別面接)	
第三次試験		人物試験 (集団討論及び個別面接)		人物試験 (集団討論及び個別面接)			

社会人試験(保員級)は採用予定がある場合に実施します。

(※1)年齢は、受験する年の4月1日現在 (※2)法律・経済区分の特例希望者は40題(知能分野27題・知識分野13題) (※3)特例希望者のみ

(※4)臨床心理学、発達心理学、社会心理学、家族社会学、社会心理学、社会福祉援助技術、児童福祉論、老人福祉論、教育方法学、教育心理学、教育社会学、民法、刑法(ただし、児童福祉論と老人福祉論は同時選択不可。)

▶試験Q&A

Q 総合職試験と一般職試験との違いは何ですか？

A 総合職試験は、政策の企画立案に係る高い能力を有するかどうかを、一般職試験は、的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う試験です。ただし、裁判所では、従前から、成績主義・能力主義に基づく人事管理が徹底されていますので、一般職試験採用者であっても、その能力や勤務成績次第で昇進の道が大きく開かれています。

Q 試験によって、採用される職種は異なるのですか？

A 総合職試験(法律・経済区分)又は一般職試験の受験者は、裁判所事務官として採用されます。また、総合職試験(人間科学区分)の受験者は、家庭裁判所調査官補として採用されます。

Q 総合職試験(法律・経済区分)の特例制度とは何ですか？

A 総合職試験(法律・経済区分)の受験者が、申込みの際に特例を希望して各試験科目を有効に受験すると、総合職試験に不合格であった場合でも、一般職試験(大卒程度試験)受験者としての合否判定を受けることができる制度です。特例の希望の有無が合否に影響することはありません。

Q 現在、大学院生ですが、大卒程度試験は受験できますか？

A 可能です。ただ、院卒者試験を設けた趣旨や、院卒者にふさわしい試験内容としている観点からすると、大学院修了見込みや院卒者の方は、院卒者試験を受験することを推奨します。

Q 試験内容は、従前の採用試験とどのように違うのですか？

A 第1次試験の基礎能力試験(多肢選択式)は、従前の教養試験(択一式)より知能分野を重視しています。また、総合職試験については、試験区分にかかわらず、政策論文試験という新たな試験科目を設けることや、人物試験で集団討論を実施することが大きな特徴です。

Q 受験の申込方法を教えてください。

A 全国の裁判所で配布している受験案内(受験申込書)を入手して受験申込書を郵送する方法と、総合職試験(院卒者試験・大卒程度試験)及び一般職試験(大卒程度試験)については、インターネットで受験申込みをする方法があります。受験案内の配布時期や申込受付時期などの詳しい情報は、随時、ウェブサイトに掲載します。



Face to Face

<http://www.courts.go.jp/>

裁判所のウェブサイトには、受験に役立つ様々な情報が掲載されています。